

入札公告

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和4年10月28日

分任支出負担行為担当官
宮崎森林管理署長 山口 輝文

1. 事業概要

- (1) 事業名 令和4年度国土保全のためのシカ捕獲事業（大淀川流域：綾地域・田代ヶ八重地域）
- (2) 事業内容 「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書」及び「令和4年度国土保全のためのシカ捕獲事業（大淀川流域：綾地域・田代ヶ八重地域）特記仕様書」のとおりに
- (3) 事業場所 宮崎県東諸県郡綾町 中尾国有林2042林班外
- (4) 履行期間 契約締結の日の翌日から令和5年3月24日まで
- (5) 本事業は、令和4年3月1日以降の労務単価を適用した事業である。

2. 入札参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 法人又は複数の法人の連合体であること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
また、予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度一般競争参加有資格名簿（全省庁統一資格）の「役務の提供等（その他）」において、「九州」の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 複数の法人の連合体として入札に参加する場合は、当該連合体の構成員の全てが全省庁統一資格を有するとともに、構成員の全てが署名、押印した代表者選出届を添えて3（2）の申請を行い、これらの構成員がこの公告に係る発注案件に対して単体法人として入札を行わないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日）9（2）に規定する手続をした者を除く。）でないこと。
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がない

こと（基準に該当する者のすべてが連合体の代表者以外の構成員である場合を除く）。

①資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）親会社と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他個人事業主又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）若しくは森林組合法（昭和53年法律第36号）等に基づき設立された法人等であって、上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- （8）農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（9）本事業の実行体制

本事業の安全管理体制を確保するため、事業管理責任者1名を選任し、捕獲従事者及び作業従事者を業務量に応じて必要人数配置すること。なお、配置予定の事業管理責任者、捕獲従事者及び作業従事者は、常勤・非常勤を問わず、受託者が直接雇用する者であること。

①事業管理責任者

事業管理責任者は、本事業を適切に実施するため、安全管理体制の確保、捕獲従事者及び作業従事者への研修等を実施する責任者であり、事業全体を統括、監督する権限を有する者を指し、以下の要件を満たしていること。

（ア）環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を修了した者、または同等の講習を修了した者であること。

（イ）捕獲手法に応じた狩猟免許を有していること。

（ウ）救急救命講習を本事業実施前（公告日）3年以内に受講していること。

ただし、3年以内に受講していない者に対しては、事業開始前（委託契約書第6条に定める事業計画書提出時）までに講習を受講することによって資格を有することとし、要件を満たすものとする。

（エ）本事業と同様の捕獲事業に従事した実績を有すること。

②捕獲従事者

捕獲従事者は、鳥獣の捕獲等に従事する者を指し、配置予定の以下の要件を満たしていること。

（ア）環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を修了した者、または同等の講習を修了した者であること。

（イ）捕獲手法に応じた狩猟免許を有していること。

(ウ) 救急救命講習を本事業実施前（公告日）３年以内に受講していること。

ただし、３年以内に受講していない者に対しては、事業開始前（委託契約書第６条に定める事業計画書提出時）までに講習を受講することによって資格を有することとし、要件を満たすものとする。

③作業従事者

作業従事者は、車両の運転、記録、連絡、わなの見回り、給餌、捕獲個体の運搬等、鳥獣の捕獲等に付随する補助作業及び事務作業に従事する者を指す。

(10) 損害賠償保険及び従事者傷害保険への加入

本事業に従事する者は損害賠償保険及び従事者傷害保険へ加入していること。

ただし、保険に未加入の者に対しては、事業開始前（委託契約書第６条に定める事業計画書提出時）までに保険に加入することによって資格を有することとし、要件を満たすものとする。

①損害賠償保険

銃による捕獲の場合は１億円以上、わなによる捕獲の場合は３千万円以上とする。

②従事者傷害保険

死亡保険金１千万円以上とする。

(11) 以下に定める社会保険等への加入

①健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出

②厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出

③雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出

(12) 過去３年以内（平成３０年４月１日以降で当年度は含まない）に法人として、当該事業と同様の捕獲方法による実績を有すること。

(13) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）林業」に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること（規範の内容に相当する既存の取組を含む）。注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）林業」及び「作業安全規範（個別規範）解説資料（林業 個別事業者向け）」は農林水産省ホームページに掲載。

URL https://www.maff.go.jp/j/kanbo/sagyou_anzen.html

３．競争参加資格の確認等

(１) 本競争の参加希望者は、上記２に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い申請書及び確認資料を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(２) 申請書及び確認資料の提出等

①受付期間：令和４年１０月３１日から令和４年１１月１４日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

②受付場所：〒８８０－０８４４

宮崎県宮崎市柳丸町３８８－５

宮崎森林管理署 総務グループ

電話 ０９８５－２９－２３１１

③提出部数：１部

④提出方法：申請書及び確認資料は、入札説明書に示す様式により作成し、入札に参加

を希望する者の代表者又はそれに代わる者が②の場所に持参又郵便により提出するものとする。なお、郵便による場合は、②の場所に令和4年11月14日午後4時必着とする。

(3) (2)に規定する期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加することができない。なお、競争参加資格の有無については、令和4年11月16日までに(電話又はFAX)にて連絡する。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒880-0844

宮崎県宮崎市柳丸町388-5

宮崎森林管理署 総務グループ

電話 0985-29-2311

(2) 入札説明資料の配付または閲覧の期間及び場所

①期間：令和4年10月31日から令和4年11月29日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

②場所：〒880-0844

宮崎県宮崎市柳丸町388-5

宮崎森林管理署 総務グループ

電話 0985-29-2311

(3) 入札説明書に対する質問の受付期間及び場所

①期間：令和4年10月31日から令和4年11月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

②場所：4の(2)の②に同じ

(4) 質問に対する回答書の閲覧期間及び場所

①期間：令和4年11月24日から令和4年11月29日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

②場所：4の(2)の②に同じ

なお、九州森林管理局ホームページから「公売・入札情報＞公告中の入札説明書に関する質問及び回答」

(http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koukoku_qanda/koukoku_q-a.html)にて閲覧することもできる。

(5) 現場説明

現場説明は行わない。

(6) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

九州森林管理局署等競争契約入札心得に示す入札書を直接又は郵便により提出するものとする。なお、郵便により入札をする場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には「11月30日開札、令和4年度森林保全再生整備に係る有害鳥獣捕獲等事業の入札書在中」と朱書きし、令和4年11月29日午後4時までに到着したものに限る。

また、再度の入札は引き続き実施するが、郵便入札を行った者は、再度の入札

に参加することができない。

- ① 入札の開始は令和4年11月30日 午前10時00分とする。
- ② 入札の締切後即時に開札を行う。
- ③ 入札は宮崎森林管理署会議室において実施する。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ①入札保証金 免除
- ②契約保証金 免除

(3) 委託費内訳書の提出

入札物件の第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した委託費内訳書を入札書とともに提出すること。

なお、当該委託費内訳書未提出の入札は、無効とする。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 概算払

概算払は行わない。

(8) 前金払

前金払は行わない

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(2)の②に同じ。

(10) 詳細は入札説明書による。

6 配付資料等

(1) 入札説明書

(2) 入札注意書

(3) 契約書(案)

(4) 国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書

(5) 令和4年度国土保全のためのシカ捕獲事業(大淀川流域：綾地域・田代ヶ八重地 域)特記仕様書

(6) 令和4年度国土保全のためのシカ捕獲事業(大淀川流域：綾地域・田代ヶ八重地 域)実施箇所位置図

(7) 競争参加資格確認申請書様式(様式資1～5)

(8) (参考資料) 契約締結後における提出様式(様式1～21及び参考1、2)

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成１９年農林水産省訓令第２２号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、九州森林管理局のホームページの「発注者綱紀保持対策について」(<http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koubo/index.html>)をご覧ください。